

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所／日本部
パートナー弁護士法学博士 熊琳

第127回 社会保険分野の違法行為に対する取り締まりを大幅に強化

2018年11月29日、国家発展改革委員会、中国人民銀行、人力資源社会保障部などの28機関が「社会保険分野の重大信用失墜企業およびその関係者に対する合同懲戒の実施協力に関する覚書」（以下「覚書」という）を共同で公布しました。これは、合同懲戒の方法によって社会保険分野の違法行為に対する取り締まりを強化するというものです。今回は、そのポイントと影響について解説いたします。

◇政府の重点的監督管理を受ける社会保険料納付の状況

A社は、機械製品の加工・製造に従事する現地法人である。A社で新たな就業規則の実施に向け準備していたところ、民主的プロセスを適切に履行していなかったことから、一部の従業員が不満を抱き、十数人が「会社が社会保険料を満額納付していなかった」ことを労働監察大隊に通報する事態となった。労働監察大隊は、通報を受けてただちにA社に対する調査を行い、3人の従業員について、確かに社会保険料が満額で納付されていなかったことを確認した。

A社は過少納付となった社会保険料を期限までに追納するよう命じられ、これに従わない場合は制裁金を科す行政罰を与えられた。これら3人についての社会保険料納付方式は、数年前に施行されていた地方性法規に従ったものであるとA社は主張したが、労働監察大隊は「社会保険法」の規定を優先適用すべきであるとの認識から、A社の主張した理由を受け入れず、最終的にA社は追納せざるを得なかった。

◇「覚書」の重要な内容および影響

1. 企業に以下の社会保険に関する違法行為があった場合は、関係当局により合同懲戒が行われることとなります。

- 企業が関連の規定通りに社会保険に加入せず、是正を拒んだ場合。
- 企業が事実の通りに社会保険料基数を申告せず、是正を拒んだ場合。
- 納付すべき社会保険料の納付を拒んだ場合。
- 詐欺の手段により社会保険への申し込み、加入を行い、社会保険基金からの支出や社会保険金を不正に受け取った場合。
- 社会保険管理機関や税務機関の調査、検査活動への協力を拒んだ場合。

2. 32項にわたる合同懲戒措置のうち、日系企業に密接に関わる内容には以下のものがあり、違法行為をした企業やその関係者に対し、以下の措置が取られることとなります。

- (1) 重点監督検査の対象とされ、当局による監督や検査を受ける頻度が増す。
- (2) 政府が相次いで打ち出す社会保険業務のスピード化措置を受けられなくなる。
- (3) 財政補助資金の申請時に制限を受ける。
- (4) サプライヤーとしての政府調達活動への参入が制限される。
- (5) インフラや公共事業のフランチャイズ経営等の官民パートナーシップ（PPP）の提携パートナーとなる上で制限を受ける。
- (6) 金融分野における多くの行政許可事項の審査認可過程において、複数の不利な制限を受ける。

- (7) 融資の与信審査においてより厳しい審査が行われる。
- (8) 生活や仕事に必須ではない消費行為（航空機、フェリーの二等以上の船室、普通列車の一等寝台、高速鉄道「G列車」の全座席、その他の高速鉄道列車の一等以上の座席の利用など）が制限される。
- (9) 政府より供給される土地の取得を申請する際、制限を受けるか取得を禁止される。
- (10) 「税関認証企業」への申請時、税関の認証を得られない。すでに認証企業となっている場合は、企業の信用ランクを引き下げられる。
- (11) 税関業務の申請を行う際、輸出入貨物に対して厳しい監督管理が行われたり、より厳格な後続の監督措置が取られる。

◇日系企業へのアドバイス

現地法人に上記1に挙げたいずれかの違法行為があった場合、企業自身に行政罰が与えられるだけでなく、複数の部署や機関からもその他の制限措置を受け、企業の経営活動に極めて大きな影響が及ぶことになります。社会保険に関わる社内コンプライアンスをいっそう重視し、リスクや問題点がないか早めのチェックを行って改善することで、不利な結果を回避することが望ましいと思われます。

種豚生産の四川天兆猪業、事業拡大へ新疆に子会社

種豚生産会社で店頭公開会社の四川天兆猪業（重慶市渝北区）は7日、牧畜会社の新疆羌林牧科技と合弁で、新疆ウイグル自治区・ロムノール県に種豚生産会社を設立することで合意した。資本金1億元で、四川天兆猪業が55%を出資する。

四川天兆猪業は新会社の設立について、事業拡大により会社の総合的な実力を増強するためと説明している。

四川天兆猪業は事業拡大に積極的で、11月1日にも甘粛省蘭州市に種豚生産会社の全額出資子会社を資本金5000万元で設立すると発表した。

同社の今年1～6月期決算は、売上高が前年同期比13.56%減の1億8800万元、純利益が88.03%減の1039万元だった。（時事）

北京・天津・河北

都市部住民の可処分所得、40年で170倍＝北京

8日付の中国紙・新京報（A6面）によると、北京市の都市部住民の平均可処分所得は1978年の365元から2017年の6万2000元へと約170倍になった。農村部順民の同所得も225元から2万4000元へと約107倍に増えた。改革開放40周年記念の記者会見で市統計局が明らかにした。

17年の1人当たりの平均消費支出は都市部が4万0346元と78年の112倍になり、農村部は1万8810元、101倍だった。平均伸び率はともに12%を超えた。

域内総生産(GDP)は17年が2兆8014億元となり、78年の41倍に相当。平均成長率は10%だった。1人当たりGDPは13万元弱で年平均7.4%伸びた。（北京時事）

1～11月のPM2.5、過去最低に＝北京

8日付の中国紙・法制晩報（3面）によると、北京市の2018年1～11月の微小粒子状物質（PM2.5）平均濃度は1立方メートル当たり52マイクログラムとなり、同期比で観測史上最低を記録した。17年は年平均で同58マイクログラムと、13年比で35%低下していた。市生態環境局が明らかにした。

市のデータによると、PM2.5排出総量の45%を自動車など移動排出源が占める。排ガス基準超過車両への処罰件数は今年、延べ30万2300台に達し、17年通年の5倍以上に上るといふ。また、石炭燃焼総量は12年の2270万トンから500万トン以下に減少し、平地エリアでは基本的に「石炭ゼロ」を実現したといふ。（北京時事）